

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにしてほしい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にしてほしい。	
3	自動部品	EUとは異なる日・EU EPAの運用	・日EU EPAの利用に関してドイツ国のみが他のEUとは異なる実務上の運用がされており、日本からの出荷に際して工数を要している。 －具体的には、EU他国においては製品毎に一度申請した書類を長期間にわたって使用することが認められているが、ドイツに関しては毎回の出荷に個別に書類を準備し添付することが求められ、この負荷が大きい。 －2023年時点でも状況変化なし。	継続	・EUとして統一的な対応に改めて欲しい。	・日EU EPA
5. 税制						
1	JPETA	配当源泉税免除の申請手続の煩雑・遅延	・ドイツ当局による免税手続き書類のチェック煩雑化により、手続きに要する時間が長くなっており、早期に免税申請をしても手続きが間に合うかわからない状態になっている。	継続	・免税申請の廃止もしくは有効期限を3年から延長する等の措置を検討してほしい。	・日独租税条約に係る配当源泉税
2	JPETA	配当源泉税免除の申請手続の煩雑・遅延	・ドイツ当局による免税手続き書類のチェック煩雑化により、手続きに要する時間が長くなっており、早期に免税申請をしても手続きが間に合うかわからない状態になっている。	継続	・免税申請の廃止もしくは有効期限を3年から延長する等の措置を検討してほしい。	・日独租税条約に係る配当源泉税
6. 雇用						
1	日商	人材不足	・電子部品の営業経験のあるドイツ人営業マン人材が不足している。また、せっかく確保した優秀なドイツ人人材であっても日系企業の風土に馴染んでいただき定着されることも一苦勞である。	継続		
2	日商	ドイツ労働市場において平均賃金の上昇	・COVID-19以降、平均賃金が高騰したことにより採用時のベース賃金を上げなければならないことと、従来からいる社員とのバランスがとりにくい。	継続	・極端なインフレの抑制と労働力不足の解消が望まれる。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・ドイツ赴任後の労働許可手続きにおいて、現地での申請に非常に長い時間を要するほか、IDカードの受け取りまでに半年以上を要する事例も発生している。IDカードを受け取るまでドイツ国外の移動が出来ないほか、携帯電話等の契約も出来ないため日常生活にも影響を及ぼしている。	新規	・手続きの簡素化、迅速化をして頂きたい。 ・IDカードの早期発効をお願いしたい。	・移民法
2	日機輸	困難なビザ申請	・ビザ申請予約枠が非常に少ないため大使館にてビザを申請することができず、ドイツへの赴任が遅れてしまっている。以前と比べてビザ申請の予約がとりづらくなっている。	継続	・1日のビザ申請予約枠を拡大して頂きたい。	
3	日機輸	移民者の増加による行政手続きの遅延	・出向者の日本からドイツへの入国に関して、現地移民局とのアポイントメントを取る必要があるが、コロナによる行政縮小により以前にも増してアポイントメントをとるのが困難となっている。	継続	・現地移民局の業務を円滑化して頂きたい。	
8. 知的財産制度運用						
1	自動部品	不十分な特許審査制度	・特許の審査基準が不明確である。特に進歩性の判断基準が、欧州特許庁より曖昧であるとされている。 ・特許審査ハイウェイの制度は、日本とドイツの間で導入されているが、ドイツ国内特許制度に、明確な早期審査の制度がない。特に欧州特許庁(EPO)と	継続	・審査基準を明確化していただきたい。 ・国内法で明確な早期審査制度を規定していただきたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			比べて、ドイツ国内出願の審査には時間がかかりがちであるため、必要な権利が必要な時に取得できる早期審査制度が求められる。			
2	自動部品	特許庁の審査の遅延	・案件によって、非常にスピーディに審査がされるものと、長期間何もアクションがないものが混在する傾向にあり。 特にオフィスアクションを対応した後の次のアクションまでの時間が長い案件がたまに存在する（対応から2年間くらい次のアクションがないケースもある）。	継続	・次のアクションまでの時間的制限を決めるなどの処置をしてほしい。	
3	日機輸	私的複製補償金制度	・著作権法改正により、私的複製補償金の金額は、原則として補償金管理団体と業界団体の包括合意によって定められることになったが、両者の基準の解釈の相違から多くの料率について紛争と訴訟になっている。また、紛争解決システムが非効率で処理が遅い。 補償金管理団体の契約について調査を開始。 補償金管理団体が、包括合意なく且つ実態調査も経ずに不合理に高額な補償金料率表を公表する等、混乱が生じている。	継続	・紛争解決手続きに関する法改正が望ましい。適切な料率の基本算出式を定めるべき。 ・補償金管理団体はクラウドメモリスペースを含む賦課金と既存のシステムへのストリーミングを含めるよう働きかけ。	・著作権管理法13条13a条
4	日機輸	私的複製補償金制度	・私的複製補償金は、遡及的に課せられることはないはずであるにも拘らず、補償金管理団体は遡及的な課金を主張していて、法的安定性を欠く状況にある。	継続	・私的複製補償金は、補償金管理団体と業界団体の包括合意の場合を除き、遡及的に適用されることがないことを明確にされたい。	・著作権管理法13条13a条
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	放送・メディアに関する新州間条約の不均衡	・ドイツの州の放送及びメディア代理店は、放送及びメディア規制を管理する新しい州間条約に合意。条約のセクション84は、スマートTVのユーザーインターフェイスは、特定の放送局/プロバイダーを区別するのではなく、同様に簡単なアクセスと検索可能性を確保するように設計する必要があると規定。 ドイツのCE業界は、条例が不均衡であり、ドイツの憲法とEU条約に違反していると考えており、ZVEI、BITKOM、およびDigitalEuropeを通じてロビー活動を実施。	継続	・ドイツのCE業界は、条例が不均衡であり、ドイツの憲法とEU条約に違反していると考えており、ZVEI、BITKOM、およびDigitalEuropeを通じてロビー活動を実施。	・2020 Media State Treaty § 84 (MStV); draft ordinance (MB-Satzung)
12. 政府調達						
1	日機輸	調達(入札)における参入障壁	・欧州鉄道事業者による鉄道部品の調達(入札)は、表面的には透明・公平を謳っているものの、英語以外の契約言語や不明瞭な認証プロセス(TSI認証/IRIS認証等)が存在し、事実上欧州域外サプライヤの参入障壁となっている。	継続	・契約言語を英語にすべき(英語も許容されるべき)。 ・認証プロセスの明確化。	・EN10025規格(鉄道用車輪) ・TSI認証 ・IRIS認証

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。